

審議会等議事概要

令和4年度 第1回滝川市いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

日 時	令和4年7月8日（金）9:00～10:30
開催場所	滝川市役所 3階 301・302会議室
出席者	会長：田中教育長 委員：上田景康委員、佐藤信太郎委員、佐野博之委員、今野栄司委員、齊藤秀希委員、牧野良信委員、田上智章委員 事務局：諏佐教育部長、橋本指導参事、佐藤課長、高橋課長補佐、小西主査、中谷主事、関主事
議 事	<p>1 開 会 進行：佐藤課長</p> <p>2 教育長挨拶 田中教育長 子どもたちを取り巻く環境は、社会環境の変化とともに非常に複雑化・多様化してきています。SNSの問題は、いじめにつながるものもございます。なかなか気づかない水面下で動いているのもあり、なお一層皆様方と情報共有し、連携していく取り組みが必要であると思います。 我々は子どもたちを守るということで、教育委員会や学校現場としては、いじめが起こらないような環境づくりのため、早期発見・早期対応に取り組んできています。皆様の協力を頂きながら、さらに取り組みを推進していきたいと考えております。 皆様の知見を頂きながら、滝川市で悲しい事件を起こさないためにも、ご協力をお願いいたします。</p> <p>3 委員紹介 事務局より委員の紹介</p> <p>4 議 題 進行：田中会長 (1) 報 告 ①滝川市いじめ問題対策連絡協議会の組織等の概要について ②小・中学校のいじめ問題等の現状について ①～②について、小西主査より報告 質疑応答等 質問なし</p>

(2) 協議

- ①いじめ防止対策に関わる関係機関・団体の連携について
- ②その他

①について、小西主査より説明

質疑応答等

委員) 各学校では「いじめ防止対策基本方針」を策定しています。

いじめの未然防止や早期発見、早期対応、早期解決を心掛け、取り組みを行っておりまます。未然防止につきましては道徳教育を充実し、人権意識や思いやり、善悪の判断など、児童・生徒が豊かな心の育成を目指しております。そのため、道徳の授業を中心とした道徳教育の充実や、児童会あるいは生徒会活動を中心とした主体的な取り組みにより、子どもの思いやりの心を育んでおります。また、読書活動や外部講師を招聘した学習にも取り組んでおります。

更に、互いに認め合い尊重しあう学級や学年、学校の経営に取り組んでいます。早期発見、早期対応、早期解決につきまして、「いじめアンケート調査」（年2回実施）や、ネットパトロール、日常の生徒の観察で得た情報を職員間で共有しております。保護者との連携を取りながら、いじめの撲滅に取り組んでおります。生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会の組織を構成し、情報共有や迅速な対応に努めていく方針です。いじめは、いつ、どの集団でも起こりうるという危機感を持って、職員一同がいじめ撲滅に取り組んでおります。

委員) スマートフォンやタブレットを用いた、SNS等のインターネットトラブルやいじめ、事件について警察で把握している内容を共有いたします。いじめについては把握しておりません。いじめに直結する事案ではないですが、SNSを通じたトラブルが2件ほど発生し、うち1件はInstagramを使用したものです。接点のない利用者から卑猥なメッセージが送られてくるといった事案が報告されています。送り主は不明のままです。そのほか1件は事件であり、不特定多数の対象者に盗撮を行った行為として報告されています。

全道及び全国的には不特定のアカウントを乗っ取る行為が報告されており、これは不正アクセス禁止法に違反する行為です。いずれもいじめに直結する内容ではありませんが、トラブルからいじめに発展する可能性を考慮しなければならないです。また、生徒間でいじめの行為を認識していても、職員まで認識が行き届いていない場合が考えられます。したがって、職員が早期に発見するのは困難としています。その他にもオンラインゲームの中で知り合った人から、金銭や性的コンテンツの要求等が報告されております。

いずれも被害にあった場合は速やかに警察に報告を呼びかけております。

委員) 人権擁護活動の状況報告です。人権相談に関して、滝川支局で令和3年で141件になります。うち、学校におけるいじめは1件ございます。令和4年1月から7月1日現在においても、学校におけるいじめは1件報告されております。また、人権侵害の疑いがある案件について人権侵犯事件については、令和3年で3件、令和4年では現在0件です。

また、現在小中学生を対象に学校や教育委員会ではなかなか相談できない場合の相談先として『子どもの人権SOSミニレター』という取り組みを行っております。手紙なら相談できる児童生徒を対象とした取り組みをしており、令和3年度は3件の相談があり、うち、いじめに関する案件は2件でした。

次に人権教室につきまして、市内の小学校で令和3年度は5校18学級のべ468名の児童に参加していただいています。今年度は計画ですが市内小学校で同じく5校で17学級を予定しています。既に実施している学校もありますが全部で511名の児童の参加を予定しています。

他には、デートDV講座がございます。中学生、高校生の段階で交際中の男女間におけるDVにつきまして、交際経験の少ない中で一方的に支配されている関係性から避難するための自己啓発的な内容になります。こうした講座を管内4校で行っており、滝川市内では滝川工業高等学校で行っております。本年度も計画をしております。

また、中学生に毎年人権について考えてもらう、中学生人権作文コンテストを実施しています。テーマは人種差別やいじめ、ネットの誹謗中傷などです。昨年度につきましては管内14校453点の応募があったところです。

委員) 民生委員関連の役割につきまして、民生委員並びに児童委員という役割を厚生労働大臣から委嘱を受けております。民生委員は子どもからお年寄りまで、市民全体を対象とした相談等を含めた活動です。児童委員に関しては、以前まで民生委員の中に含まれておりましたが、児童生徒の犯罪も含めた渉外活動が非常に多くなったこともあり、民生委員から独立した組織です。その児童委員を取りまとめる役割として主任児童委員の制度がございます。

主任児童委員が年に一度、それぞれの委員の学校単位で相談活動を行っております。残念ながら、新型コロナウイルス感染症の影響で昨年及び一昨年は学校訪問ができる状況ではありませんでした。入学式から体育大会、学校祭、学習発表会、そして卒業式等の行事も新型コロナウイルス感染症の感染対策に留意し、規模を縮小しての実施となりました。主任児童委員会として活動する機会が無く、この2年間は子どもの様子を校長、教頭から聞きとることや周囲から察知することができませんでした。

旭川市女子中学生凍死事件が報道されておりますが、地域や学校、PTAなど組織を挙げて、いじめ防止対策が非常に進められているにも関わらず、な

せいじめが無くならないのかが疑問です。本日の会議も含め、アンケートの反応などをさらに分析し、原因を探る・相談する・分析するといった取り組みを行わなければ、いじめは無くならないと思います。

委員) 子ども家庭相談室では、虐待案件について常に情報を収集しているところです。その中から子どもたちのいじめに関わるものは今のところ無いと聞いています。ただし、家庭環境に起因する色々なトラブルは常にありますので、北海道の児童相談所等関係機関と協議しながら対応しているところです。具体的な事例は申し上げにくい状況であり、割愛させていただきます。

昨年まで新型コロナウィルス感染症の状況があり、オレンジリボンの啓発活動もなかなか出来ておりませんでした。本年につきましては春季例大祭ではパトロール程度でしたが、秋季例大祭では、オレンジリボンの啓発活動としてティッシュ等の配布など検討していきたいと思います。また、11月には市内啓発活動についても今後取り組みを行い、虐待防止活動について積極的に進めていきたいと考えています。

委員) 町内連絡協議会としては組織の性格上、高齢者への対応と対策が中心にならざるを得なく、子どものいじめ等について話題になる事はありません。しかし、地域のコミュニティーセンター等の運営委員会を作り、施設管理を行っている関係から、そこに通う児童との関わりは相当強くなります。

地域でも子どもの声が聞こえるという事は、地域に元気をもたらすこともあり、なるべく子どもと触れ合いたいと思います。東小学校及び滝川第二小学校区ですが、登下校の際には「おはよう」「いってらっしゃい」「おかえりなさい」といった声掛けなども進めています。

特にこの2年半の間、学校との連絡はほとんど途絶えてしまいました。以前は校長、教頭から「子どもたちのこのような事例が地域で見られませんか」「このようなことがありませんか」といった相談がありましたが、先ほど委員が発言されたように学校との関わりが断たれた中でどうしたらいいのか、色々悩みながら地域としては活動している状況です。

そうした中でも、今年の春の交通安全運動の時期に学校の先生が毎朝私たちが立哨をしている場所に来ていただき、一緒に交通安全の街頭指導を行いました。今までには無かった取り組みです。お互いの共同意識を育みながら、出来る取り組みを模索をしていきたいと考えております。

コミュニティ・スクールの取り組みも行っておりますが、地域がどのように関わっていくのか情報提示や具体的な要請をして、一緒になって学校を盛り上げていくようなことも進められたら良いと思っております。

委員) 名古屋市で小学校5年生の男子が転倒して目と鼻の骨を折るという報道がございました。これはいじめではないですが、学校では色々なことが起きるの

で、どのように対応するのかがポイントになります。ニュースと新聞記事に書いてあることが違う場合もありますが、事実ははつきりしております。

「子どもが怪我をした」「病院に連れて行かなかった」「お母さんを呼んだ」これだけです。いじめ撲滅対応に向けて何を考えるかというと、『実態と事実』があり、それに対しての『把握と認知』です。実態の把握とは言いますが、実態の認知とはあまり言いません。それから事実は把握し、それから事実を認知することになります。『実態と事実』そして『把握と認知』が求められる機関は学校、教育委員会及び行政、警察及び法務局です。各組織は絶対的に責任があり、確実にやっていかなければなりません。

町内会や民生委員の方々の取り組みも参考になるものがたくさん出てきました。例えば、交通安全の街頭指導で、先生方と一緒に立ち、共有できました。直接的に町内会員が子どもの何かを指導することはあまりありませんが、実は情報サポートとして、とても大事なことになります。つまり、先生方に町内会の方々と触れ合うこと、そのなかで町内会も先生方と触れ合うこと、そして子どもたちと話が出来るということが、実はこの事実と実態、把握と認知の部分でとても有益になります。

最後に、令和3年度いじめの認知件数が多くなっています。実は歴史的に考えると十何年前に文部科学省がいじめの定義を変えました。従来の文部科学省のいじめの定義は『継続的に本人がいじめられている』というのが前提でした。十数年前に定義を変えたときには『いじめられた本人がいじめられたと認識したらいじめ』ということです。これでいじめの認知件数は劇的に増えました。適切な指導をしっかりと行えた結果です。いじめの認知件数が増えることは残念ですが、ここで把握出来たということはとても良いことなので、学校関係に期待したいのは、この良さを継続的に取り組んでいただければ、本会の趣旨が実現されるのではないかと思います。

会長) 情報交換や質問等ございましたらお受けしたいと思います。

委員) 月別いじめの認知件数について、6月と11月が圧倒的に多いですが要因はどのように把握されておりますか。

また、いじめられた児童生徒の相談の状況につきまして、「管理職に相談」が22件となっています。今までには無かったと思いますが、何がこのような反応をさせているのかを加えてお聞かせ願います。

事務局) 1点目につきまして、年2回のいじめアンケートを6月と11月に行っており、アンケートが終わった後に、先生方が丁寧に子どもたちに聞き取りを行った結果、このような認知件数に繋がっています。今年度も同じく6月と11月にいじめアンケートを行う予定です。

2点目につきまして、いじめが発生した場合に担任だけではなく、管理職も

含めて一緒に聞き取りを行ったり、加害者・被害者をそれぞれ分けて聞き取りを行ったりすることもあります。担任に相談しても主幹教諭も含め管理職が対応している部分もあり、このような件数になっております。

委員) 校長会から選出されている委員もおりますが、この反応をどう見ていくか。

委員) 管理職という立場でも児童生徒の人間関係などは十分把握しており、注意を注いでいます。

例えば、小学校でも休み時間には校長室にたくさんの子どもが遊びに来たり、子ども達が外や体育館で遊んでいるところに管理職も入り児童の様子を見ます。また、声かけもする中で、児童生徒の変化を我々管理職であっても気を遣っております。

相談については、担任が第一だとは思いますが、その対応の流れの中で校長、教頭にも話が回ってきて児童生徒の話を聞くというような場面もあるかと思います。児童生徒のことは担任に任せ、管理職は手を引いているかというスタンスでは無く、職員全員で児童生徒の対応をしているという学校が非常に多いですので、そのような流れの一つの表れなのかと私は読み解いております。

②その他

特になし

5 次回の会議開催

予定日：令和5年1月27日（金）10:00～

次回の会議の報告内容について、佐藤課長から説明

6 連絡事項

・会議録の公表について

7 閉会

会議資料

会議次第